

静岡県が発注する庁舎等管理業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年6月14日

静岡県知事 鈴木康友

1 調達する役務の種類

警備業務、清掃業務、廃棄物処理業務、設備保守管理業務及びねずみ・昆虫等防除業務

2 申請の方法

(1) 申請の時期

令和6年7月1日（月）から令和6年7月16日（火）までとする。

なお、その後も随時の受付を行うが、7の(1)に定める資格の有効期間当初からの資格取得を希望する場合は、必ず期間内に申請すること。

また、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行わないものとする。

(2) 申請に対する照会先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県経営管理部資産経営課
電話054-221-2533

(3) 申請書類

ア 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

イ 営業概要書

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

カ 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

キ 直近1年間の納税証明書（法人にあっては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税
個人にあっては個人事業税及び消費税・地方消費税）

ク 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては身分（身元）証明書

ケ 印鑑証明書

コ 役員等名簿

サ 誓約書

シ 返信用封筒（送付先を明記し84円切手を貼付したもの。長3号封筒程度）

(4) 申請書及び申請書類作成要領の入手方法

申請書及び申請書類作成要領は、別記の静岡県ホームページからのダウンロード又は経営管理部資産経営課における配布とする。

なお、申請書の郵送を希望する者は、その重量170g（定形外）に見合う郵便料金に相当する郵便切手及び返信用封筒（角2号封筒程度）を添えて、(2)の担当課に申し込むこと。

(5) 申請書類の提出方法、提出先及び受付期間

ア 提出方法

申請書類は、郵送又は持参により提出すること。

イ 提出先

(7) 郵送の場合

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県経営管理部資産経営課 庁舎管理班
電話 054-221-2533

(f) 持参の場合

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館8階第2会議室

ウ 受付期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月16日(火)まで(必着)

3 競争入札参加資格の申請ができる者

競争入札参加資格の申請ができる者は、次の要件を全て備えていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。

- (2) 定期の審査においては、資格審査の申請書を提出しようとする年度の4月1日(以下「定期審査基準日」という。)の直前2年間の営業実績があり、24か月分の決算が確定していること。随時の審査においては、資格審査の申請書を提出しようとする日(以下「随時審査基準日」という。)の直前2年間の営業実績があり、24か月分の決算が確定していること。
- (3) 都道府県税(法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者

4 競争入札参加者の資格及び審査

資格の審査は、申請書類に基づき、営業実績、営業年数、従業員数、経営状況等を審査し、3に掲げる者以外の者に資格を与えるとともに、審査付与数値を付する。

5 申請書等に使用する言語

申請書等の記載に使用する言語は日本語とする。

6 申請者への資格審査の通知

資格審査の結果は文書にて通知する。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 資格の有効期間

令和6年9月1日から令和8年8月31日までとする。

なお、2の(1)により随時申請した場合は、資格を決定した日から令和8年8月31日までとする。

(2) 資格の更新手続は、次の定期の資格審査において行うものとする。

別記 申請書等の掲載ホームページ

申請書等は、「静岡県公式ホームページ」の「申請書ダウンロード」に掲載する。

ホームページアドレス <https://www.pref.shizuoka.jp/>